

## ◇ 電子取引データの保存範囲

**Q** : 令和6年から電子帳簿保存法が施行されましたが、電子取引データの保存範囲は変わりましたか？

**A** : 特に変わりありません。

### 【解説】

令和6年1月から、電子帳簿保存法が施行されましたが、電子取引データの保存範囲は施行前と施行後で特に変更された点はありません。

また、法人税法及び所得税法においても、「取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」を保存することとされており、電子帳簿保存法における電子取引データの保存範囲もこれらの書類を紙で保存する場合の保存範囲と変わりありません。

例えば、「見積書」との名称の書類で相手に交付したものであっても、連絡ミスによる誤りや単純な書き損じ等があるもの、事業の検討段階で作成された、正式な見積書前の粗々なもの、取引を希望する会社から一方的に送られてくる見積書などは、保存の必要はないものとされています。

